

【目次】

- 1人あたり5,000円以下の飲食交際費を全額損金算入させるための実務(対象:法人)
- ゼロ金利解除! 金利上昇局面での借入対応チェック
- 政府管掌健康保険法 改正の動き
- 手形・小切手困ったときのQ&A(第6回:最終回) 手形に関する質問(4)

1人あたり5,000円以下の飲食交際費を全額損金算入させるための実務

平成18年度法人税法改正にともない、平成18年4月1日以降から開始する事業年度より、1人あたり5,000円以下の飲食交際費が、全額損金に加えることができるようになりました。

この点については本誌3号、5号でもすでに解説しておりますが、今回は、その具体的な運用について検討してみることといたします。

1. 全額損金に加えられるための運用の仕方

■ 損金算入可能な飲食交際費であることを証明する書類を、保存すること。

証明する内容

- ① 飲食のあった年月日
- ② 飲食参加者の氏名および当社からみた相手先との関係
- ③ 飲食に参加した人数
- ④ 飲食店の名称・所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

証明・保存方法 ー 下記のいずれかを採用してください。

- ・ 別紙で要件が一覧できる明細書の作成。
(下図のひな型を参考にしてください)
- ・ 飲食の領収証に当事者が直接書き込む。

【少額飲食費明細書ひな型】

年月日	支払額(円)	参加人数	支払先名	接待先名
	単価(円)		支払先住所	氏名
18.07.01	30,000	6	寿司処 ○○	(株) ■ 商事
	5,000		中) 南×西×	△△社長、××、●●、□□、◆◆

証明内容が揃わない場合は、従来どおりの交際費としての税務処理となりますので、ご注意ください。

2. 節税のためにお薦めしたい会社

■ 取引先との飲食費が多く、とくに資本金1億円以下で年間交際費が400万円を超える支出となっている会社

⇒ 1人単価が5,000円以内の飲食費が多ければ、年間400万円を超える部分も損金算入できます。

■ 資本金1億円を超える会社

【節税額～札幌市：資本金1億円以下・年法人税額1,000万円以下の場合】

所得 飲食交際費	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
10万円	3,000円	3,300円	4,400円
50万円	15,400円	16,550円	22,400円
100万円	30,800円	33,100円	44,800円
150万円	46,200円	49,600円	67,200円
200万円	61,600円	66,200円	89,600円
250万円	77,000円	82,700円	112,000円
300万円	92,400円	99,300円	134,400円
350万円	107,800円	115,800円	156,800円
400万円	123,200円	132,400円	179,200円

■ 資本金1億円以下で、年間交際費が少ない会社

⇒ 交際費区分の事務コストと節税額を比較検討し、あえて損金算入要件を満たす書類整理を行わない、といった選択肢もでてくるでしょう。

3. その他留意点

■ 消費税の経理処理により限度額が異なります。

税込経理 限度額
税抜4,761円
税込5,000円

税抜経理 限度額
税抜5,000円
税込5,250円

■ 役員・従業員同士の飲食は、ここで採り上げている飲食交際費には該当しません。

具体的なQ&Aはこちらから ⇒ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
道央会計事務所監査担当者からもお取り寄せ可能です。お気軽にお申し付けください。



ゼロ

金利解除!

金利上昇局面での借入対応チェック

日銀は、5年4カ月続いたゼロ金利政策の解除を、7月14日に発表しました。これにより、金融市場で取引される金利が上昇傾向となり、各金融機関では預金・貸出金の利上げに踏み切る動きがみられます。

このような状況の中で、銀行借入の金利負担増加を最小限に止めるためには、どのような方策が考えられるのでしょうか。下記にいくつか具体例を挙げましたので、実務の参考にしていただければと思います。

1. 長期借入の対策

低利の固定金利型の制度を活用する（変動金利型は、金利上昇リスクがあります）。

固定金利型の主な貸付け

■国民生活金融公庫

・普通貸付

年 2.65% (18.7.12現在)5年返済

・経営改善貸付(マル経融資)

年 2.35% (同上)

経営改善貸付は、まず各地域の商工会議所で所定の経営指導・審査を受けてからの申し込みとなります。

経営改善貸付は無担保・無保証人の制度であり、金利も他制度に比べて有利です。

なお、借入限度額は550万円(別口450万円)です。

■道・市の中小企業者への制度融資

民間金融機関へ申し込みます。制度の内容によっては道や市町村から「あっせん書」を事前に受けてから申し込みます。

ほとんどの場合、信用保証協会による借入金の保証承諾が条件となり、別途保証料がかかります(1.35%を基準に0.50%~2.20%)。

・北海道の制度融資

小規模企業貸付(資本金1,000万円以下)

年 1.7% (5年返済の場合)

セーフティネット貸付

(中小企業庁で特定業種として定められた業種に限る:そのときの経営状況によって定期的に改定されます⇒中小企業庁のホームページでも確認できます。)

年 1.2% (5年返済の場合)

なお、セーフティネット貸付は、信用保証協会の保証料も優遇されますのでお得です。

・札幌市の制度融資

小規模企業貸付(資本金1,000万円以下)

年 1.0%

なお、借入限度額は1,500万円。

300万円以内の場合、札幌市から信用保証料の1/2が補助されます。

経営支援特別資金

年 1.0%

最近3カ月または1年間の売上高が、前年同期と比較して減少している中小企業者等。

または、中小企業庁で特定業種として定められた業種(左記道セーフティネット貸付の条件に同じ)。

2. 短期借入の対策

保証協会の保証の無い一般融資(プロパー融資)

とくに、手形借入・手形割引の場合、更新期限ごとに金利が改定されます。普通銀行の場合、その銀行の短期プライムレート(最優遇金利)に一定の上乗せ率を加えたものになります。このため、その銀行の短期プライムレートが上昇することにより、借り側の金利もそれに連動して上昇することになります。

このため、金利交渉としては、短期プライムレートなどの基準金利への「上乗せ幅」を低くする交渉となります。

最近では借入先の決算内容に応じて「格付け」を行い、その格付けに応じた金利設定を要請する動きがありますが、

・他行と競合させる

・その銀行の諸サービス(例:インターネットバンキング)を積極利用する

などを交渉材料にできる場合があります。

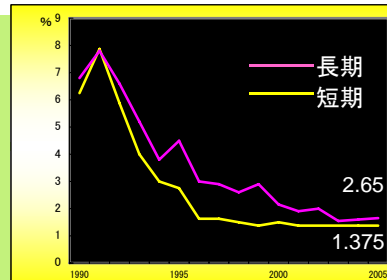
[短期・長期プライムレートの推移]

短期プライムレート

⇒ 普通銀行が適用
8月から利上発表
(1.375→1.625%)

長期プライムレート

⇒ みずほコーポレート銀行などが発表する長期基準金利
信金・信組・国民生活金融公庫・道・市制度融資が連動



政府管掌健康保険法 改正の動き

平成18年10月より政府管掌健康保険が一部改正されます。

1. 70歳以上の高齢者自己負担割合の見直し

現役世代との均衡を考慮した適切な負担を求める観点から、現役並みの所得を有する**70歳以上の方**については、3割負担が導入されます。

	現行制度	平成18年10月より
①現役並みの所得者 *注1	2割	3割
②一般所得者	1割	1割
③低所得者 *注2	1割	1割

*注1 課税所得145万円以上、月収28万円以上
(高齢者夫婦世帯の場合、年収620万円以上)

*注2 住民税非課税世帯



2. 現役給付の見直し

埋葬料については給付を受け取る側としては大きな改正ポイントです。これまで被保険者本人の健康保険の標準報酬月額の1カ月分が給付されていましたが、10月1日以降の死亡の場合は一律5万円の給付に変更されます。

	現行制度	平成18年10月より
出産育児一時金	1児ごとに30万円	1児ごとに35万円
埋葬料	故人の標準報酬月額 <small>の1カ月分</small> (最低10万円)	定額5万円

たとえば、標準報酬月額が98万円だった場合は、98万円給付されたものが5万円になってしまいます。また、被扶養者の死亡の時は10万円の給付を受けられましたが、10月以降はこちらも5万円となります。



3. 高額療養費の自己負担額引上げ

低所得者に配慮しつつ賞与を含む総報酬額に見合った水準に引き上げられます。また、人工透析患者のうち所得の高い人については、自己負担額が1万円から2万円に引き上げられます。

◆下記の表中の計算式から自己負担額を控除した差

70歳未満		現行制度	平成18年10月より
上位所得者 *注3		139,800円 +(医療費)×1%	150,000円 +(医療費)×1%
一般所得者		72,300円 +(医療費)×1%	80,100円 +(医療費)×1%
低所得者		35,400円	35,400円
70歳以上		自己負担限度額	
		外 来 人 毎	外 来 人 毎
上位所得者		40,200円 72,300円 +医療費 ×1%	44,400円 80,100円 +医療費 ×1%
一般所得者		12,000円 40,200円	12,000円 44,400円
低所得者	II	8,000円 24,600円	8,000円 24,600円
	I *注4	8,000円 15,000円	8,000円 15,000円

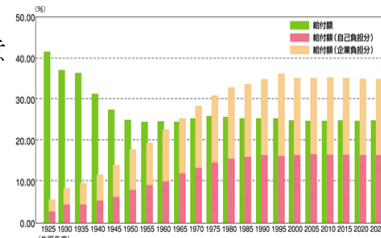
*注3 平成18年9月までは月収56万円以上
平成18年10月以降は月収53万円以上

*注4 平成18年9月までは年金収入65万円以下等
平成18年10月以降は年金収入80万円以下等

厚生年金保険料額にご注意ください

平成18年9月分(10月末納期限分)の保険料より、算定基礎届による新しい標準報酬月額が適用されます。同時に、厚生年金保険料率が0.354%引き上げられ、**14.642%(被保険者負担分7.321%)に変更**となります。

保険料額にご注意ください。



手形・小切手困ったときのQ & A

(第6回:最終回)

手形に関する質問(4)

Q 9 手形・小切手の事故に対する対応について教えてください。

A 9 手形・小切手の事故の内容を分類すると、下記のとおりとなります。

紛失・盗難→第6号(第3回)ご参照

詐欺:他人にだまされたり脅迫されて、手形や小切手を振り出した場合

効果:手形や小切手が直接の受取人の手元にある間は、その受取人に対して、取消しや無効を主張することができます。

しかし、手形・小切手がいったん第三者に譲渡されてしまうと、その第三者が詐取の事実を知らない場合には、支払いを拒絶することはできません。

ですから、たとえば手形を詐取されたという理由で支払銀行に事故届を出し、支払いの拒絶をしても、手形の所持人が裁判所に訴えた場合、振出人は所持人が詐取の事実を知っていたことを立証しない

偽造:権限のない者が勝手に他人の名義を偽って手形を振り出したり裏書をしたりして、あたかもその名義人が手形を振り出したり裏書したりする意志があったかのようにみせかける場合

(例)手形用紙を盗用し、
・銀行届出印を複製し、押印した場合
・内部関係者などが、自分の利益のために印鑑を盗用した場合

効果:法的には、手形を偽造された者は、その偽造手形に対しては支払いの義務はありません。

しかし、手形の支払呈示には、銀行に取立てを依頼するのが一般的です。

銀行と取引先との間には、「手形の偽造が巧妙で銀行に届け出た印鑑とほとんど違わないような印鑑が押し、銀行が相当の注意を払ってもわからなかったときは、そのまま当座預金から支払してもかまわない」という特約が交わされており、巧妙に偽造されているもの、あるいは盗用されたものについては、支払われてしまう危険性があります。

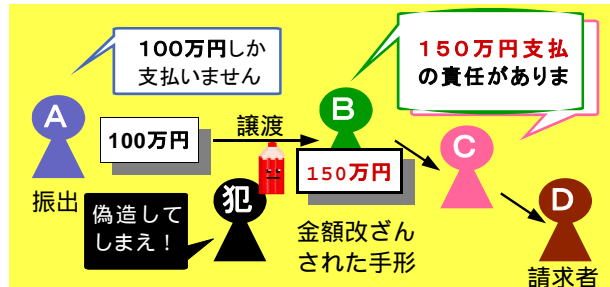
また、偽造された者に雇われている者の犯行によるものは、手形の受取人から使用者責任を問われる場合があります。

したがって、会社としては、銀行に届け出ている印鑑の保管には十分注意をして、これを盗用されたり紛失しないようにしなければなりません。

変造:有効に振り出された手形の記載内容が、権限のない者によって変更された場合

(例)金額や満期日の改ざん

効果:変造前に署名した者…変造前の文言に
【A】従って責任を負う
変造後に署名した者…変造後の文言に
【B・C】従って責任を負う



変造の場合は、相手の領収証や、自社の支払帳簿などを呈示して、事実の証明をしなければなりません

【マメ知識】未回収用紙による偽造

偽造手形の中には、手形交換所の取引停止処分を受けたために当座勘定契約を解約したが、銀行が残りの手形用紙を回収できなかった場合に、その未回収用紙が使われて、偽造手形が振り出されるケースがときどき生じます。

この場合、最悪、手形の受取人は手形代金の回収が不可能になるおそれが生じます。

そこで、このような手形の不正流用を防ぐために、銀行所定の手形・小切手用紙の端には、用

『手形・小切手困ったときのQ & A』は今回で終了です。ありがとうございました。

編集後記



★グローバル リニューアル★
今号から紙面をリニューアルしてみました。これからも皆様にご興味を持っていただけるよう努力します。取り上げてほしい話題などありましたら、お気軽にご意見をお寄せください。(石倉)

月刊グローバル 2006年9号

2006年8月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 道央情報サービス協同組合
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
株式会社 道央医療コンサル (株)札幌ビジネスエージェンツ
道央労働管理協会 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 庵原宏章行政書士事務所

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp